

平成 22 年度さっぽろ食の安全・安心モニターの活動結果について

札幌市保健所食の安全推進課

1 モニター委嘱期間

平成 22 年 9 月 22 日～平成 23 年 3 月 31 日

2 モニター委嘱者数

30 名

3 モニター活動の内容

食品取扱施設の衛生管理等に関する調査

ア 第 1 回：平成 22 年 10 月の 1 か月間

イ 第 2 回：平成 23 年 1 月の 1 か月間

食の安全・安心お知らせ便

食の安全に関する意見・要望等の提出

4 調査結果

食品取扱施設の衛生管理等に関する調査

食品販売店や飲食店などの食品取扱施設の衛生状態等について、調査項目に基づき「良好・普通・不良」の 3 段階評価による調査を実施し、その評価結果とともに、不良と評価した事項の詳細及び他の店舗にも取り入れてほしい良好事項を報告してもらいました。

調査施設数は延べ 155 施設であり、そのうち不良事項の指摘があったのは 73 件、良好事項の報告は 79 件あり、不良事項として報告があったものについては、内容に応じて改善指導や関係機関への情報提供等を行いました。

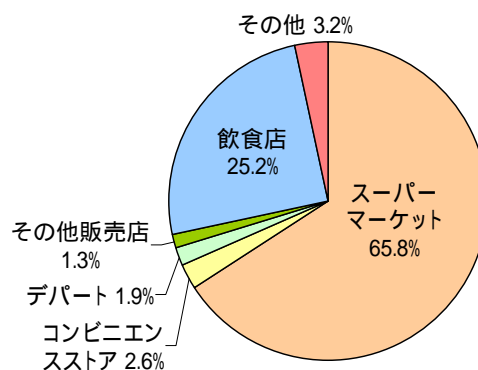
ア 調査報告数

【調査施設数】

	調査施設数（延べ）
第 1 回調査	77
第 2 回調査	78
計	155

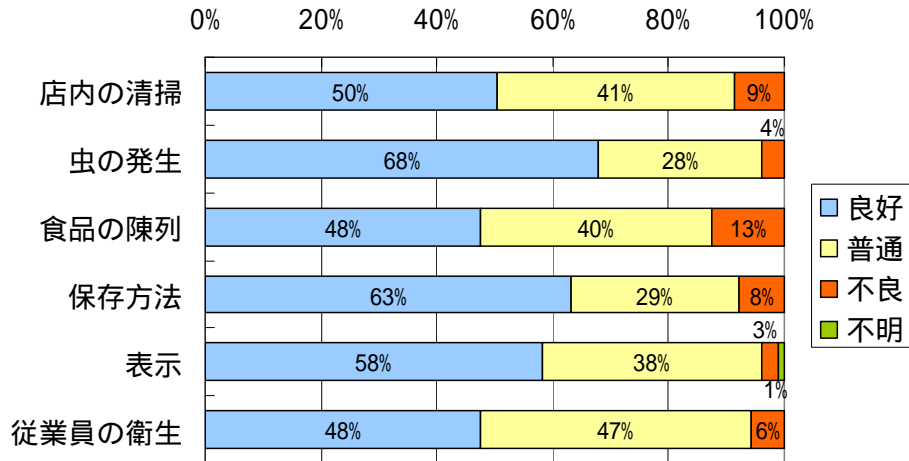
【調査施設の内訳】

調査施設	施設数（割合）
食品販売店	111（71.6%）
スーパーマーケット	102（65.8%）
コンビニエンスストア	4（2.6%）
デパート	3（1.9%）
その他販売店	2（1.3%）
飲食店	39（25.2%）
その他	5（3.2%）
計	155（100.0%）

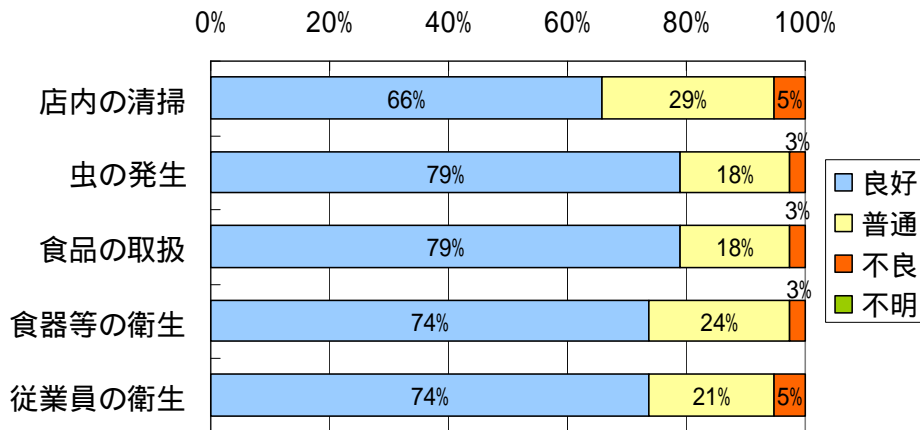


イ 調査施設の評価

【食品販売店の評価】



【飲食店の評価】



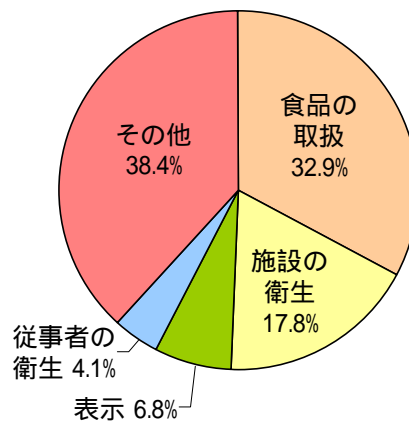
ウ 不良事項

【不良事項の報告数】

	不良事項
第1回調査	38 / 77
第2回調査	35 / 78
計	73 / 155

【不良事項の内訳と主な内容】

	件数（割合）	主な内容
食品の取扱	24（32.9%）	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵ケースに商品を積み上げすぎて、冷気のロードラインを超えている ・冷蔵品が冷蔵ケース外に陳列されている ・スーパーの裸売りのそうざいの衛生に不安がある
施設の衛生	13（17.8%）	<ul style="list-style-type: none"> ・天井にホコリがたまっている ・虫が侵入（発生）している ・店内が臭い
表示	5（6.8%）	<ul style="list-style-type: none"> ・包装しいたけに「原木」「菌床」の表示がないものがあった ・値引きシールが本来の表示上に貼られている
従事者の衛生	3（4.1%）	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の作業衣が汚れていた ・調理中の帽子、手袋、マスクの着用が徹底されていない
その他	28（38.4%）	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の陳列が乱雑である ・店内床面が油類や水で滑りやすく危険である
計	73（100.0%）	



【不良事項についての対応】

緊急性	内 容		件数	対 応
高 ↑ ↓ 低	1	健康被害のおそれあり	1	即時に所管部局へ情報提供するとともに健康被害のおそれがある案件として調査等を依頼
	2-1	法令関連事項	12	所管部局へ情報提供するとともに法令違反疑いの案件として対応等を依頼
	2-2	他法令	1	関係機関へ情報提供
	3	業務関連情報	24	所管部局へ情報提供
	4	参考情報	35	報告内容を記録し今後の事業運営等に活用
計			73	

【立入調査実施数】

	立入調査数
食品販売店	10
飲食店	2
計	12

【対応事例】

事例1（緊急性1：健康被害のおそれあり）	
報告	食パンにプラスチック様の異物が混入していた。購入先に連絡し、調査結果と混入の原因について説明を受けた。混入していた異物は鋭利なものであり、誤って飲み込むと大変危険だと思ふ。
対応	販売店に対し、事実の確認を行いました。異物混入の調査、購入者への報告が行われていましたが、原因説明の際、説明が不足していると思われました。健康被害につながる案件であることを確認し、原因の説明方法について助言を行いました。
事例2（緊急性2-1：法令関連事項・食品衛生法）	
報告	冷凍・冷蔵品が屋外や店内通路に常温で陳列されていた。
対応	販売店に立入調査を行いました。商品の温度管理を徹底すること及び適正な表示のない商品は販売しないことを指導しました。
事例3（緊急性2-2：法令関連事項・他法令）	
報告	包装しいたけに「原木」「菌床」の表示がないものとあるものがあり、表示に一貫性が無い。
対応	JAS法の品質表示基準では、しいたけの栽培方法について、「原木」「菌床」などの表示が必要とされています。JAS法を所管する北海道石狩振興局環境生活課へ情報を提供し、調査を依頼しました。北海道石狩振興局環境生活課では立入調査を実施し、適正表示の啓発を行いました。

エ 良好事項

【良好事項の報告数】

	良好事項
第1回調査	44 / 77
第2回調査	35 / 78
計	79 / 155

【主な内容】

- ・冷蔵温度が目立つ所に大きく表示されており、検査記録用紙も消費者にみえる位置にありわかりやすい。
- ・水産コーナーに、イカ、ブリなどの寄生虫対策として加熱すると万全である旨のポップ表示がされていた。
- ・衛生面を考慮し、生寿司や刺身のパック内にしょうゆなどの小袋を入れず別に並べていた。
- ・店内放送で「クリーンネスタイム」のお知らせが流れ、従業員が担当の売場を見直しているところが、消費者に対し信頼を与える行動だと思った。
- ・客が入れ替わるごとに、テーブルをアルコールで拭いていた。
- ・トイレに点検記録の表示と正しい手洗い方法が掲示されており良かった。

食の安全・安心お知らせ便

日常の食生活やモニター活動の中で気付いた食の安全についての疑問や意見、市の食の安全・安心に関する施策に対する意見・要望などを報告してもらいました。

いただいた質問については個別に回答しており、意見・要望については今後の札幌市の施策の参考にさせていただきます。

【お知らせ便の報告数と内訳】

お知らせ便の内容	件数
意見・要望	16
質問	7
感想	7
施設の衛生についての情報	5
計	35

【主な意見・要望】

- ・スーパーの鮮魚等、消費期限間際のものが翌日には店頭から消え、弁当やそうざいとしてかたちを変え、大量に並んでいると思われることがある。消費期限切れの商品をいかに処分しているのかを公開することも食の安全・安心につながるのではないかと。
- ・食品販売施設の調理場内では、マスク、帽子、手袋を着用義務とする指導を徹底してほしい。
- ・北海道食品加工研究センター等関係機関との連携により、HACCP システムの普及促進が一層はかられやすくなり、市内の食品関係事業者の育成にも役立つことにつながるなど地場企業にプラスの効果を期待できると考える。

- ・消費者も何か起きたら店・行政の責任にするだけではなく、自己責任としてきちんと知識を持つ事が大切だと思う。セミナーや冊子等を増やすなど現実を知る機会を増やすことを望む。
- ・異物混入や食中毒、表示、価格等にばかり消費者も販売者も気をとられ、基本的な清潔な場所に適正な温度でていねいに商品を扱うことをあらためて重視しないといけないと思った。保健所には販売者の指導と消費者への情報提供を切に願う。
- ・札幌には食べ放題の店が多いと思うが、残したら料金を取るしくみであると、ゴミも減り、結果衛生面にも良いと思うので、行政で食べ放題に条例等を作ると良いと思う。
- ・近年の輸入農産物の増加と、食品流通の複雑化により、残留農薬等の安全・安心に向けて、関係機関と連携し市民にわかりやすく迅速な情報提供をお願いしたい。